

神崎市建設工事等入札参加資格者の指名停止を行います

「神崎市建設工事等に係る指名停止等の措置要領」（以下、「要領」という。）により、神崎市指名停止委員会において審議し、下記のとおり指名停止を行います。

記

[株式会社 佐電工]

1. 審議対象業者

対象業者：株式会社 佐電工 代表取締役社長 岩下 雅之
(佐賀県佐賀市天神一丁目4番3号)

対象業種：建設工事

2. 指名停止の理由

対象業者の職員（同副本部長）が、多久市が令和4年10月25日に発注し、自社が受注した庭球場照明設備改修工事において、入札の秘密事項となる指名業者名を同市職員から、同社の営業本部副本部長が入手し、入札の公正を害したとして、公競売入札妨害の疑いで、令和7年2月18日、佐賀県警に逮捕されたため。

3. 指名停止期間の根拠

「神崎市建設工事等に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号（競売入札妨害又は談合）に該当するため、指名停止期間は、（短期）8ヶ月以上（長期）24ヶ月以内の範囲内で措置する。

また、「神崎市建設工事等に係る指名停止等の措置基準」第3条第1項により、8ヶ月とする。

指名停止期間：令和7年2月25日～令和7年10月24日（8ヶ月）

5. 神崎市における契約実績

令和4年度 2件
令和5年度 2件
令和6年度 4件

神崎市役所 総務企画部

財政課 契約管財係

直通：0952-37-0101

mail：zaisei@city.kanzaki.lg.jp